

他府県等で妊婦健診等を受けられる方へ

【妊婦等健康診査補助金制度について】

妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査・乳児一般健康診査を里帰り出産など他府県等で受診する場合、和泉市の受診券等は使用できませんので、その分を補助します。

◆ 対象者

他府県等で妊婦等健康診査を受診したため、「妊婦健康診査受診券（子宮頸がん検診受診券・HTLV-1抗体検査券を含む）」「新生児聴覚検査受検票」「産婦健康診査受診券」「乳児一般健康診査受診票」を使用できなかった人。（ただし、受診時に、和泉市に住民登録のあった人に限る。）

◆ 補助の内容

◆ 妊婦健康診査

1人当たり(単胎)合計 120,000 円まで (多胎)合計 147,500 円まで

《内訳》他府県の医療機関で受診し妊婦健康診査として支払った金額のうち、

妊婦健康診査	1回につき上限 5,500円を	10回分
	1回につき上限 13,000円を	3回分
	1回につき上限 20,310円を	1回分
(多胎妊娠の人のみ)	1回につき上限 5,500円を	5回分)
子宮頸がん検診	1回につき上限 3,400円を	1回分
HTLV-1抗体検査	1回につき上限 2,290円を	1回分

◆ 新生児聴覚検査

1人当たり 自動ABR: 5,000円、 OAE: 1,500円いずれか初回検査のみ

◆ 産婦健康診査

1人当たり2回分 合計 10,000円まで (1回上限 5,000円)

なお、産婦健康診査受診券の有効期限は、出産後8週以内になります。

◆ 乳児一般健康診査

1回につき上限 6,925円まで

なお、乳児一般健康診査受診票は、1歳未満まで、大阪府内の和泉市と業務委託契約がある医療機関での使用が可能です。

※ 費用が上限金額を下回る場合は、その金額になります。

※ 補助回数は、申請時に残っている受診券・受診票の枚数になります。



◆ 申請期日

・受診日の翌年度末までに申請ください。

(ただし、天災その他の特別な理由がある場合はこの限りではありません)

・お急ぎでなければ、4か月児健康診査などで来所された時に手続きされても結構です。



申請手続き方法は裏面のとおり

＊申請の流れ＊

- 「和泉市妊婦等健康診査補助金制度受診等証明書」の様式を保健センター・保健福祉センター窓口またはホームページにて入手
<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/> 子育て・教育→妊娠・出産→妊婦健康診査よりダウンロードできます

- 受診した医療機関で上記証明書に証明を受ける（医療機関の証明は有料の場合があります）

和泉市へ補助金申請 ⇒ 和泉市立保健センターか和泉市保健福祉センターの窓口で申請
(下記②、③は申請時に窓口で記入も可)

申請に必要なもの

- 「和泉市妊婦等健康診査補助金制度受診等証明書」
- 「和泉市妊婦等健康診査補助金交付申請書」
- 「和泉市妊婦等健康診査補助金交付請求書」(日付・金額は記入しない)
- 「和泉市妊婦健康診査受診券（子宮頸がん検診受診券・HTLV-1抗体検査券含む）」「和泉市新生児聴覚検査受検票」「和泉市産婦健康診査受診券」「乳児一般健康診査受診票」(申請回数相当分の枚数)
- 補助金の振込み先となる口座情報
- 委任状（口座名義人が受診者でない場合）

※ 申請者、請求者は **受診者と同一** にしてください

口座名義人は原則 **請求者と同一（旧姓不可）** に限りますが、

事情がある場合は **委任状** を添付のうえ指定の口座を記入してください

市で審査のうえ、交付決定・通知 (申請受付日の翌月中)

補助金の交付 交付決定通知後、1か月前後で補助金を指定口座に振り込みます

《問合せ先》

和泉市健康づくり推進室健康増進担当
和泉市立保健センター
TEL0725-47-1551
和泉市府中町四丁目22番5号
和泉市保健福祉センター
TEL0725-57-6620
和泉市いぶき野五丁目4番7号

